

提供する役務の内容（サービス内容）

会員は当会に所して当会にて本部の運営する良縁ネットより結婚相手会員情報を閲覧することにより、自分がお見合いを希望する会員を選択する事ができます。

会員はネット会員契約を行う事で自宅にて結婚相手会員情報を閲覧することにより自分がお見合いを希望する会員を選択する事ができます。ネット会員には情報を閲覧するための会員 No. とパスワードを配布します。会員が、自分のお見合いを希望する会員を選択出来る回数は、1ヶ月当たり最大 30 名までとします。

選択したお見合いの申込を行います。ただし、お相手の希望条件に合致しない時は申込を行わないケースもあります。

申し込まれたお見合いについての取次ぎをします。申し込まれたお見合いについてお見合いを承諾するか否かの返事が出来ます。

お相手がお見合いを承諾した時、またこちらで承諾した時は、お見合いの日時、場所等のセッティングを行います。

お見合いパーティー等の催しを行います。（開催を保証するものではありません。種類によって参加できないものもあります。）

お見合い、交際、結婚に関するアドバイス等を行います。

インターネットを利用したサービスについては、メンテナンス時および事故による障害時には使用ができません。

役務の対価（料金）

金額表示は全て消費税込み価格です。

入会時支払金	_____円
月会費	_____円
月額ネット使用料	_____円
お見合料	_____円
成婚料	_____円

（以上明細は入会申し込み書をご参照下さい。）

料金の支払時期と方法

入会時支払金は、相談室において入会申込及び誓約書を取り交わした日に現金か銀行振り込みとする。

月会費及び月額ネット使用料は、翌月分を当月末までに現金か、振込もしくは自動引き落としとする。

お見合料は、お見合いが設定された時点で現金か銀行振り込みとする。成婚料は会員同士が結婚することを決めた時点から 1 週間以内に現金か銀行振り込みとする。

パーティー、研修会等参加費は別途実費を申し込み時に現金か銀行振り込みとする。

尚、納入額の前受金保全措置は講じていません。

役務提供開始日と終了日

開始日：当会で結婚相手紹介サービス入会申込誓約書を取り交わした日。

終了日：クーリングオフ、中途解約のあった時、または成婚退会、または会員期間が満了した時。

* 以上の説明を受け、了承しました。
「結婚相手紹介サービス概要書面」
「結婚相手紹介サービス重要事項確認書」
を受領しました。

_____年 _____月 _____日

氏名 _____ 印 _____

お申し込みについてのご注意

本書面及び結婚相手紹介サービス入会申込書の内容（表面、裏面）をよく読んでから入会お申し込みをして下さい。

クーリングオフのお知らせ

- 1、良縁ネットの加盟相談室に対して本結婚相手紹介サービス契約(以下、入会契約という)を申し込んだお客様は、「結婚相手紹介サービス概要書面・結婚相手紹介サービス重要事項確認書・会員規約」等(以下契約書面という)を受領した日から、その日を含めて 8 日間は、理由のいかんを問わず無条件で、書面によって当該契約を解除することができます。この書面は、上記 8 日以内に加盟相談室宛に発行されなければなりません。
- 2、前項の解除(以下クーリングオフといいます)がなされたときは、入会時に良縁ネット加盟相談室がお客様から受領した費用は、全額申し込み者に返金します。お客様がすでに役務の提供を受けている場合も、良縁ネット加盟相談室に対して代金、その他の金銭を支払う必要はありません。すでに代金、その他の金銭が支払われているときは、良縁ネット加盟相談室は速やかにこれらを返金します。
- 3、第 1 項の適用に当たっては、クーリングオフの実施につき、良縁ネット加盟相談室による不実告知または威迫があり、これによって、お客様が誤認または困惑してクーリングオフを行わなかった場合、お客様は、改めてクーリングオフすることができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間は、入会契約を解除することができます。
- 4、上記各条項による入会契約の解除があった場合、良縁ネット加盟相談室は、損害賠償、違約金など、名目のいかんを問わず、入会契約の解除を理由とする何らの金銭請求もしません。

中途解約のお知らせ

- 1、お客様は、クーリングオフのお知らせの期間経過後も、将来に向かって入会契約を解約することができます。その場合には、良縁ネット加盟相談室に対し、その旨を書面で通知してください。
- 2、中途解約の場合、良縁ネット加盟相談室は、お客様から受領済みの金員について以下のとおり返金します。
役務提供開始前：受領済みの金額から次の額を差し引いた金額
入会金(入会契約の締結のために良縁ネット加盟相談室に対して支払った金額)が、政令で定められた 3 万円のいずれか低い金額
役務提供開始後：受領済みの金額から次の額の合計を差し引いた金額
ア) 入会金が政令で定められた 3 万円のいずれか低い金額
イ) すでに提供を受けた役務の対価に相当する金額
ウ) 2 万円か、契約残額の 2 0 % に相当する額のいずれか低い金額
- 3、中途解約の場合に、お客様が良縁ネット加盟相談室に対して未納金がある場合の精算については、上記の基準で行います。

役務提供事業者

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
代 表 者	
業 務 責 任 者	